

葛飾区分譲マンションアドバイザー制度利用助成のご案内

分譲マンションの適切な維持管理を促進するために、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」のBコース（相談編）又は「マンション建替え・改修アドバイザー制度」のAコース（入門編）を利用した管理組合等に対して、派遣料の半額を助成します。

申込要件 ①と②の要件を満たす方

- ① 区内の分譲マンションの管理組合又は区分所有者であること。
- ② 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの「マンション管理アドバイザー制度」のBコース(相談編)又は「マンション建替え・改修アドバイザー制度」のAコース(入門編)を利用すること。

助成額 派遣料の半額

- (1) 「マンション管理アドバイザー制度」B-1コース、B-2コース、B-3コース、B-4コース、B-5①コース、B-5②コース、B-6コース、B-7コース 12,650円
- (2) 「マンション管理アドバイザー制度」B-8①コース、B-8②コース 25,300円
- (3) 「マンション建替え・改修アドバイザー制度」Aコース 8,250円

助成の回数 同一マンションにおいて、同じ年度内に1回の助成が受けられます。

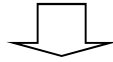


「マンションアドバイザー制度」についてのご質問は直接、公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターにお問い合わせください。

申 請 方 法

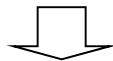
1

区役所住環境整備課へ葛飾区分譲マンションアドバイザー利用助成申請書を提出します。



2

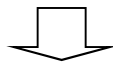
審査後、承認通知書又は不承認通知書を送付します。承認後に申請内容に変更があった場合は早急にご連絡ください。



3

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターへ電話で申し込み、申請書を提出します。 ☎03 (5989) 1453

- 助成対象は「マンション管理アドバイザー制度」のBコース相談編又は「マンション建替え・改修アドバイザー制度」のAコース入門編です。
- Bコース相談編は 10 種類、Aコース入門編は4種類のコースがありますが、その中からコースを選んでお申込みください。各コースの相談内容については右のページをご確認ください。
- ※ 申請手続きの方法について詳しくは、公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターへお尋ねください。



4

派遣終了後、区役所住環境整備課へ次の書類を提出します。

- 葛飾区分譲マンションアドバイザー利用助成金交付申請書
- 東京都防災・建築まちづくりセンターが発行する管理アドバイザー派遣書の写し
- 派遣料の領収書（支払いが確認できる書類）の写し



5

審査後、助成金額決定通知書又は不交付決定通知書を送付します。



6

区役所住環境整備課へ葛飾区分譲マンションアドバイザー利用助成金請求書で助成金を請求します。



7

管理組合等の口座に入金します。

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター とは

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターは、東京都、特別区、市、関係機関等の出捐によって設立された団体です。安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とし、まちづくりに関する各種支援事業や、住宅の品質の向上、建築物の安全性の確保等の事業を行っています。

マンションアドバイザー制度 とは

管理組合や区分所有者に専門家が情報提供やアドバイスを行うことにより、「管理アドバイザー」は良好な維持管理への支援を、「建替え・改修アドバイザー」は建替えか改修かの判断を進める際の勉強会等の支援をすることを目的とした制度です。

各コースの相談内容

【マンション管理アドバイザー制度 Bコース相談編】

コース名	業 務 内 容
B-1	管理組合の設立、運営、管理規約等に関すること
B-2	管理費、修繕積立金等の財務に関すること
B-3	管理委託契約の契約等に関すること
B-4	修繕計画の作成や修繕積立金等の設定に関すること
B-5①	修繕工事検討段階での相談に関すること
B-5②	修繕工事準備段階での相談に関すること
B-6	その他分譲マンションの維持管理に関すること
B-7	マンションへの電気自動車等用の充電設備設置等に関すること
B-8①	マンションの共用部の省エネルギー化等に関する相談、調査、助言等
B-8②	マンションの共用部の省エネルギー化等に関する提案書の作成、助言等

※ 東京都防災・建築まちづくりセンター及び管理アドバイザーは、管理組合又は区分所有者間の紛争の解決や権利調整については一切関知いたしません。

※ 大規模修繕計画書の作成・劣化診断調査の業務は、相談内容には含みません。

※ 相談内容に応じて、お借りすることが想定される資料は以下のとおりです。

○管理規約、管理委託契約書、総会及び理事会議事録、修繕工事履歴書、使用規則（細則）、管理費（修繕積立金を含む）会計関係 資料、長期修繕計画書

【マンション建替え・改修アドバイザー制度 Aコース入門編】

コース名	業 務 内 容
A-1	建替え入門
A-2	老朽度判定・建替えと修繕の費用対効果の説明
A-3	合意形成の進め方
A-4	改修によるマンション再生

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

〒160-8353 新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿O-PLACE 2F

TEL 03-5989-1453 FAX 03-5989-1548

お問い合わせ先

葛飾区 都市整備部 住環境整備課

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

☎5654-8529